

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会4月総会

日 時 令和5年4月26日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 指定第1号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第2号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第1号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第2号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第3号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 報告第4号 | 農地法第4条による許可申請に対する意見決定の訂正について |
| 第7 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第8 | 議案第2号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第3号 | 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠席 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 欠席 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 15 竹内 純 17 宮脇 眞弓 30 澤田 憲男 32 山本 奨一 37 佐々木 通

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。春も本番となりまして、農作業の方も忙しい時期となって来ました。

新年度もスタートして、昨年度までお世話になった西田局長が退職され、大正で頑張ってくれていた宮本君が異動となりまして、先ほど自己紹介でもありましたが、後任に清藤真希局長が新しくなりました。大正で兼任を坂東恭平君が新しく加わりました。

最初からあまり気負わずに、徐々に慣れていっていただければと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

それと私事になりますが、高岡郡の農業委員会の協議会の中で輪番と言いますか、順番が回ってきまして県の農業会議の方の常設審議委員になりました。毎月案件が出た場合、県で承認をいただかないかん案件が出た場合、我々が審議採決するという形の審議委員会です。それで毎月行くことになりましたので、農業会議の新しい情報とか、また各地区での活動等、いろいろ参考になることがあれば、皆さんに情報提供したいと考えております。

また、これから29日から連休、大型連休に入るわけですが、コロナの方がだいぶ収まってきて、経済活動が盛んになってきているわけですが、最近少しずつですが、コロナが増えて来てます。連休には経済活動をしっかりしていただいて、そこら辺も考えた行動をしていただきたいと思います。

それと連休中、我々百姓は遊んでばかりではいけません。田んぼの方もありませんし、これからますます忙しい時期となって参りますので、お体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

それでは、新年度最初の4月総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願います。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号25番常石幸浩委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

25番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、15番 竹内純委員、17番 宮脇眞弓委員、30番 澤田憲男委員、32番 山本奨一委員、37番 佐々木通委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しております。

ので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりで

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和5年4月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に13番武内道則委員と39番吉田健夫委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第1号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明します。議案書は、3ページです。件数は窪川地域の1件です。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。番号1番 土地の所在地、与津地字金剛野本182番1、地目、田、面積989㎡他1筆あり 合計2筆。面積1,426㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和5年3月22日です。説明は以上になります。

議長 報告第1号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第1号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。議案書は、4ページです。

件数につきましては、窪川地域 2 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、魚ノ川字坂本 121 番 1、地目、畑、面積 274 m²。他 9 筆あり、合計 10 筆。面積 13,072.26 m²です。

届出日 令和 5 年 3 月 27 日、届出事由 相続。

あっせん希望については、希望しない となっております。

続いて番号 2 番、土地の所在地、平野字下モ長野 126 番 5、地目、田、面積 656 m²。他 17 筆あり、合計 18 筆。面積 15,193.22 m²です。

届出日 令和 5 年 4 月 4 日、届出事由 相続。

あっせん希望については、希望しない となっております。説明は以上です。

議長

報告第 2 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 2 号は終わります。

議長

続いて、日程第 5 報告第 3 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 3 号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書は、6 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 1 件、西部地域 1 件、全部で 2 件となっております。

窪川地域からです。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。

黒石字於藤畑 786 番 4、地目、畑、面積、170 m²です。

申請地は約 60 年前から豚小屋が建てられていましたが、その後撤去されております。現在は一部雑木や倉庫もある状態で、建物が建てられていたこともあり、地は硬くて農地には戻せない状態です。令和 5 年 3 月 20 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の E 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、令和 5 年 3 月 20 日非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。

番号 2、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。

土地の所在地は、弘瀬字松ノ木山 429 番 8、地目、畑、面積、442 m²です。

申請地は、昭和 57 年頃から倉庫及び駐車場として利用している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準の E 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 4 月 4 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長

報告第 3 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが

何かありませんか。11 番 土居稔委員。

11 番 1 件目、2 件目とも所有者と別の方が申請をされておりますけれど、その関係性ってというのは分かりますか。例えば、この土地を買いたいとか言った人が申請人になっているとかですね。所有者と申請人が違うので、どういう方が申請をされているのかという所有者との関係についてわかれば教えていただきたいです。

事務局 1 番については、地域で利用したいとのことで地域の方です。
2 番については、行政書士、代書屋さんだったかと思うんですが、基本的に申請者は、どなたでも構わないということになってまして。結局、法務局で登記しないといけないので、その時に所有者さんの実印とか、そういったところも必要になってくるわけですけど、うちとしては農地じゃないっていうのを証明するだけです。特に申請者さんについては誰でもいいということにはなっております。

議長 特になければ、報告第 3 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 報告第 4 号 「農地法第 4 条による許可申請に対する意見決定の訂正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 4 号 「農地法第 4 条による許可申請に対する意見決定の訂正について」ご説明いたします。令和 5 年 2 月総会、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」の番号 3 番について、意見決定後に、申請者の住所が変更されましたので、議案書のとおり訂正させていただきたいと思っております。以上です。

議長 報告第 4 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 4 号は終わります。

議長 続いて、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。
議案書は 8 ページです。申請地の位置は添付資料の 5 ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域 2 件、西部地域 1 件の計 3 件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。
番号 1 番、土地の所在地、仁井田字東野 2091 番 1、地目、田、面積 1,573 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。
譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。
申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号2番、土地の所在地、仁井田字水分871番5、地目、畑、面積692㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。

申請地は、野菜を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号3について説明します。

土地の所在地、井崎字宮地75番2、地目、畑、面積、67㎡。以下2筆あり、合計3筆、面積が936㎡です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。

譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

申請地では、お茶と水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番一括で。8番 宮崎恵美子委員。

8番 番号1番について説明致します。現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間家族を含め150日以上 of 農作業に従事していることを確認しています。取得する農地は、周辺農地に営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲受人と譲渡人は、兄弟でして譲渡人は農業もしてないし、後々のことを考えて兄さんに譲ることにしたそうです。譲受人は引き続き水稻を作付けするということです。問題はないと思います。また、2091-1と2091-2の図面ですが、1枚の田んぼになっております。1番は以上です。2番についてです。現況は畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間150日以上 of 農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地に営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲渡人は10年ほど前にこの土地を買って耕作していましたが、高齢になったため、機械や倉庫ごと譲渡することになったそうです。譲受人は頑張って野菜を作るということです。問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号3番。36番 上野渡委員。

36番 番号3番について譲受人から話を聞いてきました。現況は田んぼと畑にはお茶が植わっていて、茶畑であることを確認しています。

譲受人は農地を効率的に利用しています。

譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。

取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことも確認しています。

この田んぼと茶畑は、譲受人の家のすぐ側にあり、譲受人は譲渡人に、もし誰かに売るとあることがあるなら、自分に売ってほしいと前々から話をしていて、今回の売買に至ったようです。

今後は水稲とお茶をそのまま栽培していくそうで、譲受人は水稲、お茶共に長年作ってる方ですので、今回の番号 3 の所有権移転は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 1 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
27 番 市川正司委員。

27 番 番号 2 番の分で、譲受人の下限面積が撤廃されたということで面積は書かれてないんですが、多少でも面積があれば書いて欲しいなと思いました。

議長 はい、事務局。

事務局 この譲受人の場合、経営面積は 0 の新規の方になります。

議長 下限面積撤廃されたということで、今まで耕作の実績が無い方でもこういった形ができるという形になります。これからこんな形が増えてこようかと思えます。そういった点でも質問ありませんか。

8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 新しくやる人が、150 日以上の農作業をこれからするのでも構わないのか、それともしてないといけないのか。

議長 はい、事務局。

事務局 一応、計画として 150 日以上。新規の場合は初めてということがあるので、前もって研修とかしてからやる分には、150 日以上従事していると分かるのかなと思いますけど、改めて初めて買うことになったらそこら辺難しいのかなと思いますが、計画や意欲について聞いていただけたらと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第2号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」
を議題とします。
議案第2号 番号2番は議席番号 35番山崎力委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番の審議、採決を行い、その後に35番 山崎力委員に退席していただき、番号2番の審議、採決を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和5年5月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。
ページは11ページです。件数は、西部地域の2件になります。
利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。
位置図等は添付資料の8ページからになります。
番号1、土地の所在地、大井川字中嶋506番1、地目、田、面積、1,059㎡。外1筆あり、合計2筆、面積が2,121㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和5年5月1日から令和7年3月31日までの1年11ヶ月になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第2号 番号1番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。34番 平野直人委員。

34番 番号1番についてですが、4月20日に借受人に直接会い話を聞きました。
内容もこの利用権設定のとおりです。
長年にわたり農業をされ、経験も豊富な地域の担い手です。
周辺の農地に悪影響を与えないことも確認しております。
あと年間150日以上農作業に従事していることも確認しております。特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第2号 番号1番について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 11番 土居稔委員。

11番 こういう町有地の田んぼとか畑っていうのは多いのかどうかというのがわからないので、教えて頂きたいのと、なぜ町有地になったのかという経緯が知りたいなって言うのがあります。町有地であればこの賃貸料、公有財産なので、貸付の基準みたいなものがあるのかどうかというのも含めて教えていただきたいと思えます。

議長 はい、事務局。

事務局 もともと十和村時代に実験農場があった所です。実験農場がなくなってから、この利用権設定を受ける方がずっとやられておりました。以前にも利用権設定をされたところ。少し時間が空きました。改めて再設定みたいな形でされております。

使用料とかの関係なんですけど、基本的に行政が農地であったりとか、持つことはできないようになっておりますので、普通財産での貸付をされているようです。十和の地域振興課の方で、普通財産での貸付をしております。以上です。

議長 他に質疑等はありませんか。8番 竹村加壽子委員。

8番 四万十町の時にはどなたが耕してたんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 さっきも言いましたが、実験農場です。町で管理しておりましたが、実験農場がなくなってですね、普通の田んぼにしたわけなんですけど、そうなるからこの個人の方が、ずっとされておりました。利用権設定されてたんですけど、その契約が切れて今度また改めて今回利用権設定するようになったと。同じ方がされております。

議長 他に質疑等はありませんか。35番 山崎力委員。

35番 今、更新みたいな言い方されてましたが新規って書いてますよね。あと、もう一つ、この経営農地本人とも話してますが、4町ぐらい作ってますと言うてたんですが、多分ヤミ貸しというか、そうならそれぐらいになるかと。

自分ら的には利用権設定の方がいいですよって言うていくべきなのではないか。

議長 はい、事務局。

事務局 新規っていうのは、さっきも言いましたが、一回切れて時間が経って改めての利用権設定なんで、新規という形になります。おっしゃるとおりで、利用権設定とか、法的な手続きしてないので、ここには面積が出てこないんですけど、できたらそういう話もしていただいて。ただ、受委託とかでやられてることもあるかと思うので、そこはケースバイケースで、話してもらったと思います。以上です。

議長 他に何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第2号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番の審議を行いますので、35番 山崎力委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号2、土地の所在地、河内字イカダデン437番、地目、田、面積、2,019㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和5年5月1日から令和6年12月31日までの1年8ヶ月になります。作物は薬草を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。以上です。

議長 議案第2号 番号2番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。13番 武内道則委員。

13番 番号2番について説明いたします。昨日、借受人には現地にて貸出人には電話にて聞き取りを行いました。現況は田であります。畑として利用するようきれいにされており、周辺農地に悪影響を与えていないこと、また年間350日ほど農業に従事されていることを確認しております。

この農地を昨年まで耕作されていた方が、高齢の為に戻されて耕作者を探していたところ、借受人が薬草を作ってよければ作りますよということで貸借に至ったとのことでした。

借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもありますので、この案件は問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第2号 番号2番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号2番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号2番は、原案のとおり可決されました。

35番 山崎力委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 山崎力委員、番号2番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第3号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。

議案書12ページ、添付資料は14ページからとなります。議案書に書かれていまず権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の3件です。

番号1 見付字萩野々215番1、地目、田、面積816㎡、他3筆あり、合計4筆、面積1,366㎡です。

登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和5年2月27日、登記原因 昭和60年8月7日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地は権利者の父が以前、一つ前の義務者の名前を借りて売買しており、管理は権利者が父の代から管理しています。

現地は添付資料 15 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

番号 2 秋丸字神主ヤシキ 465 番 1、地目、田、面積 171 m²です。

登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 5 年 3 月 22 日、登記原因 平成 12 年月日不詳、時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地は 22 年前の基盤整備の際に農地を交換していたんですが、当時名義変更ができず 20 年以上が経ち時効取得での所有権移転がされました。現地は添付資料 22 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

番号 3 作屋字慶蔵安 631 番 3、地目、畑、面積 137 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 502 m²です。

登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 5 年 3 月 10 日、登記原因 平成 12 年 11 月 7 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地は権利者の父と義務者の父との間で話がされており、権利者が現在まで管理していましたが名義変更はされておらず、今回 20 年以上が経ち時効取得での所有権移転がされました。現地は添付資料 26 ページの写真のとおりで宅地又は畑として権利者が管理しています。説明は以上です。

議長

議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。20 番 中城康子委員。

20 番

4 月 12 日に事務局と現地を確認してきました。現況は田ですが、現在耕作しておりませんがよく管理されております。ここは権利者と義務者は親戚関係で、権利者のお父さんが名前を借りて相当昔に買ったようです。近くの人に確認して来ました。それで特段問題はないと思います。

議長

続きまして、番号 2 番。25 番 常石幸浩委員。

25 番

2 番について説明します。4 月 7 日に現地に行って、それから 4 月 12 日に本人に電話して確認をしました。畑も綺麗に作っております。何ら問題はないと思います。

議長

続きまして、番号 3 番。27 番 市川正司委員。

27 番

3 番の案件について少しだけ付け加えます。

先日、2 人からお伺いしました。

約 20 年分の税金分をもらうということで双方とも納得しており、何ら問題はないと思います。

議長

議案第 3 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

14 番 吉良榮委員。

14 番

3 番についてお伺いします。これは写真で見ると家が建っておりますが、この畑

の中に家が建ってるのですか。630 とか 631-3 は。

議長 はい、事務局。

事務局 そのとおりでありまして、632 と 631-3 のところに宅地が建っております。なお、一応、権利者の方にこの場合、非農地証明に該当されると思うので、その手続きを行っていただけますかとお伺いしております。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号 「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号 「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。

事務局ではありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会4月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 13 番

署名委員 39 番
